

[ジュニア選手登録規程]

(目的)

第1条 長野県テニス協会（以下「本会」という。）において、ジュニア選手登録規程を定める。

(登録資格者)

第2条 長野県内の小学生・中学生・高校生で、長野県内の学校に在学して通学し、長野県内に在住している者。

(登録費用)

第3条 登録料は、1年間（毎年4月1日より3月31日まで）1,000円とする。

(有効期限)

第4条 登録は1度すると、第7条か第8条に該当するまで有効となる。ただし、登録料が納入されない場合は登録されない。

(登録方法)

第5条 登録は下記により行う。

- (1) 登録を希望する者は、「テニスのしおり」ジュニア選手登録用紙に必要事項明記して本会事務局へ郵送するか、本会ホームページ（ジュニア選手登録）よりログインして、「新規登録の方」から手順にしたがい必要事項明記して送信する。このとき、「ジュニア選手登録同意書及び、アンチ・ドーピング同意書」の2通は必要事項を明記して郵送にて本会事務局へ送付する
- (2) 登録内容に変更が生じた場合（例：学校が変更になった場合、小学校を卒業して中学生になった場合、中学校を卒業して高校生になった場合、転校した場合等）は、上記(1)よりいずれかを選択して変更届を提出する。このとき、「ジュニア選手登録同意書及び、アンチ・ドーピング同意書」の内容に変更が生じた場合は、変更事項を明記して郵送にて本会事務局へ送付する
- (3) 脱会・抹消をした者が、再登録を希望する場合は、ジュニア選手登録変更届（再登録）を提出する。このとき、「ジュニア選手登録同意書及び、アンチ・ドーピング同意書」の内容に変更が生じた場合は、変更事項を明記して郵送にて本会事務局へ送付する
- (4) 他の都道府県において登録してある者が、長野県内に転校した場合は、変更届が必要となるので本会へ連絡する
- (5) 登録をしてある者が、長野県内から他の都道府県へ転校する場合は、脱会届を事務局へ必ず提出する

(登録認可)

第6条 ジュニア選手登録同意書及び、アンチ・ドーピング同意書が提出され登録料の納入が確認されると（メールで登録番号及び、パスワードが返信され）登録が認可されて大会日程に◎印のついた大会に参加することができる。

(脱会)

第7条 下記に該当する者は、ジュニア選手登録を脱会となる。

- (1) 本人より脱会の申し入れがあった者
- (2) 高校生で、その卒業年度に該当する者（届け出は必要としない）

(登録抹消)

第8条 下記に該当する者は、登録を永久または、ある期間抹消する。なお、第8条に該当する者がいた場合には、「倫理部会」がその調査・審議を行い、裁定を通知する。

- (1) ジュニア選手登録内容を偽っていた者
- (2) 本会の名誉を著しく毀損するような言動があった者
- (3) 本会が主催等する大会において、「JTAサスペンションポイントの基準」に違反する言動があった者

付則 ジュニア選手登録及び、ジュニア選手登録規程は「本会事務局」にて統括する。本規程は、平成30年2月25日より施行する。